

別記第1号様式

行政処分公表票

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	北海道公安委員会 第10000125号
	氏名又は名称	株式会社セキュメント
	代表者の氏名	松田 雅生
	主たる営業所の所在地	樺戸郡新十津川町字中央315番地1
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社セキュメント 樺戸郡新十津川町字中央315番地1
処 分 年 月 日	平成29年12月21日	
処 分 内 容	営業停止命令 平成30年1月12日から平成30年2月25日までの45日間	
処分理由・根拠法令	処分理由 立入検査により、警備員に対する教育義務違反が判明したものの 根拠法令 警備業法第21条第2項、 同法第19条、 同法第44条、 同法第45条、 同法第49条第1項、 同法第58条第10号 警備業法施行規則第38条、 同施行規則第64条第1項第3号、 同施行規則第66条第1項第4号、同第6号	
処分を行った公安委員会	北海道公安委員会	